

第3版はしがき

本書は、『プライマリー会社法〔第3版〕』の姉妹版として編集された商法総則・商行為法の教科書である。本書初版で企図した下記の編集方針は第3版でもそのまま維持している。

商法は、いわゆる「六法」の一つであり、企業関係の基本法である。将来、企業社会で活躍しようとする学生や、法曹を目指す人たちにとって、商法は必ず学ばなければならない重要科目である。一方で、商法は、規定が複雑であり、対象である企業関係自体が学生諸君にとって容易にイメージできるものではなく、また、民法の特別法としての性格からその理解のためには民法に関する知識が必要になるなど、とくに初学者にとって学びにくい科目という印象を持たれがちである。そこで、本書は、『プライマリー会社法〔第3版〕』と同じく、主として法学部および法科大学院で初めて商法を学ぶ学生が、自習または大学での授業を通して、商法の知識と商法的な思考能力を身に付けることができるように、いくつかの工夫を行っている。

まず、制度の存在理由を明らかにしながら法規制の内容を解説することを心掛けた。技術的な規定や細かな解釈論の説明は相当程度割愛することとなったが、その方が、制度の全体像を理解するためには有益であると考えた。

第二に、解釈上の重要論点は、最も適切な箇所に本文とは別に「論点」の枠を設けて略説した。学説・判例において議論がさかんな問題点をこのような形式で浮かび上がらせることにより、読者にインパクトを与え、また教材としても使い勝手のよいものとなることを狙った。より深い学習のため、論点に関する記述の末尾に、学生諸君にも入手が容易な参考文献を掲載している。

第三に、実務上や学説判例上の興味深いトピックを、「コラム」として、これも本文とは別枠で記述した。商法総則・商行為法は、あまり改正されずに今日に至っているため商法規定の説明のみでは無味乾燥な内容にならざるをえない。コラムは、本文の説明を補完するとともに、記述にアクセントを与え、「生きた法」

の一端を読者に触れていただくように企図している。

本書第2版は、平成17年6月29日の「会社法」(平成17年法律第86号)制定、平成18年5月施行に伴い、とくに商法総則に大きな変更が生じるため改訂した。

「会社法」と同日に制定・公布された「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、商法第1編総則および第2編商行為第1章から第4章までが改正された。具体的には、商法総則の規定のうち会社に適用される規定は、会社法総則に移され、商法総則は、会社以外の商人に適用されること、第2編会社が削除されたことにより、第3編商行為が第2編に繰り上げられたこと、さらに、これまでの片仮名・文語体で表記されていた条文が、全部ではないにしても平仮名・現代語化されたことなどが顕著な改正である。これらとは対照的に、商法1条2項や525条のように、注意しないと見落としかねない改正も幾つかなされている。商法総則は、結果的に大幅な改正がなされたが、商行為法は、各種営業に関する第5章仲立営業(543条～)以下では、片仮名・文語体表記の条文が維持されたままであり、全体としては、わずかな改正にとどまっていた。

そのため本書第2版で書き改めた箇所はかなり濃淡があったが、改正されなかった部分についても新しい判例を追加したり、説明をより明確にするなどして、内容を一新した。本書第2版の刊行から4年たつが、その間に証券取引法に代わる金融商品取引法が平成19年9月に施行され、平成20年6月には商法第2編商行為第10章保険(第629条ないし第683条)の削除とともに保険法が制定(平成22年4月施行)されるなどの法改正があり、新たな重要判例も追加された。そこでこれらを反映するため第3版の刊行となった。

『プライマリー会社法〔第3版〕』とほぼ同時期に本書第3版を刊行できたことに対し、各執筆者のご協力のお陰と謝意を表し、格別のご配慮を頂いた法律文化社の秋山泰氏および舟木和久氏に心からお礼申し上げる。

平成22年3月

藤田勝利
，北村雅史